

フランス軍事占領下のラインラントにおける世論 （二七九四―九七年）

園 屋 心 和

【要旨】 本稿は革命フランスによる第二次ラインラント占領を以下の観点から考察したものである。これまでの研究は、九七年のシスレナン運動と住民世論の動員との関連を指摘しているものの、軍事占領下における世論や人民の意思の問題を重要視せず、深く追求していない。従って、本論の企図は第一にこの点の再考にあるが、世論や公共圏に関する先行研究との対照も試みている。まず、第一章では占領初期のフランス行政と住民世論の関係を検討し、行政が世論に一定の拘束を受けていたこと、人民の意思がライン併合をめぐる議論の重要な論拠となったことを示した。次いで、第二章ではシスレナン運動におけるライン共和派の活動を分析し、人民の意思の理解と世論動員の実践の食い違いを浮き彫りにした。最後に、第三章では共和派の活動に反発した守旧派市民の動向に焦点を当て、彼らの人民の意思理解を共和派のそれと対比しつつ明らかにした。

史林 八九巻六号 二〇〇六年十一月

はじめに

一七九二年に始まった革命戦争の過程でフランスは周辺諸国を占領下においていったが、現在ラインラントと呼ばれるライン河西部のドイツ諸領邦もそうした地域の一つである。この地域は九二年から九三年および九四年から九七年末までの二度にわたる軍事占領の時期を経て民政に移管され、一八〇一年のリュネヴィル条約で正式にフランス領として承認さ

れた後、一八一四年のナポレオン体制崩壊までその地位にとどまった。

本論はこのうち第二次軍事占領期を住民世論という側面から考察するが、最初に関連研究を整理し、課題を明確にした。

フランスの対独政策を論じたシュラトールによれば、フランスのライン占領政策を規定したのは一貫して経済的要因であり、併合の動機もそこにある。人民の意思や民族自決の原則といったイデオロギーは当初こそ強調されたが、次第に後景に退いていく。また、フランス側の言動は内外の状況に応じて異なり、一貫してない^①。つまり、彼の立場に従うなら、これらの理念は基本的には修辭にすぎないということになるろう。

ライン支配に関する専門研究もこれを裏付けているように見える。例えば、モリトアによれば、軍事占領は力と組織の問題であり、住民世論が占領者たちの関心事となるのは住民の政治的信用が必要になった民政への移行後である。モリトアの説を肯定するスメもまた一七九八年以後の住民世論に専ら関心を向け、特に彼がライン地域初の住民投票と呼ぶ九八年春の併合請願署名運動を詳細に検討している。しかし、ラインへの国境拡大に関しては、革命の成果を周辺諸国から守るというイデオロギー上の理由を重視している^④。

占領者の関心が税の徴収と物資の調達にあつたのは事実であり、ライン国境がフランス経済に利益を約束するという言説も史料から確認される。また、軍事占領期には人民（住民）の意思、声、願いといった表現はよく見られるが、九八年以後と比べると住民世論に直接言及した史料は少ない。だが、だからといって、人民の意思は単なる修辭にすぎず、住民世論は考慮に値しなかったと本当に言えるのだろうか。人民の意思や世論の支配は確かに革命のイデオロギーに属するが、フランス側の政策や行動はこれに一定の拘束を受けている。また、そこでは中央政府と現地の占領担当官の状況認識のズレも考慮されねばならない。以上の点を明確にすべく、第一章では一七九四年から九五年にかけてのフランス側の動きを軸に占領と住民世論の関係を分析する。

次に、人民の意思や住民世論の問題をライン地域の側から眺めてみる必要がある。というのは、フランス側の言動が一貫していなかったとしても、シュタート自身が認めるとおり、ライン地域の共和派はこれを真剣に受け止めたからである。^④この点を検討するための題材としてふさわしいのは九五年夏のライン国境の是非を問う懸賞論文と九七年秋のシスレナン運動だが、本稿では後者を重点的に分析し、前者については部分的言及にとどめざるをえない。

シスレナン運動とは神聖ローマ帝国からの分離独立を目指すライン共和派の活動を総称しているが、重要なのはこの時期に署名集めを初めとする住民世論の動員が行われたことである。ブラングはこれを九八年の併合請願運動と共にフランスによる世論動員の演習と位置づけている。両者を一つの連続した試みと捉える点には同意できるが、シスレナン運動を専ら占領軍司令官オッシュの主導に帰し、ライン共和派の自立性を無視している点は問題である。^⑦クーンはまさにこの点を批判し、運動の主体はあくまで共和派としているが、世論の問題には踏み込んでいない。^⑧両者を総合したような立場を取るのはモリトアで、フランス側から署名集めの要請があった点に留意しつつ、ライン共和派が自らの存在意義を主張するために世論動員を行ったとしている。また、その際に出版物を通じて民族自決の原則が説かれたことも指摘している。^⑨しかし、本論ではさらに一歩踏み込んでライン共和派が世論というイデオロギーをフランス側の行動に影響を及ぼすために逆用したことを明らかにしたい。アンドレは、シスレナン運動がライン住民に自由な政治的意思表明の機会を与えたとみているが、彼らはその意味と価値をよく知るがゆえにこれに関与しなかったと述べている。^⑩この説は示唆的だが検証されてはいない。

以上を要するに、シスレナン運動と住民世論の関連性は指摘されているが、その具体相は明確でない。つまり、ライン共和派が世論や人民の意思をいかなるものと考え、それを自らの目的の実現とやかに結びつけたか、これに対し他のライン住民はいかなる考えに立ち、いかに行動したのかはこれから考察されねばならない。従って、第二章ではフランス側の動向を視野に入れつつ、ライン共和派の活動を追い、第三章では守旧派の行動と論理を検討することが中心課題となる。

最後に世論（公論）や公共圏をめぐる研究動向との関連性を問わねばならない。周知の如く、教養市民を中核とする公衆が出版物や読書協会といった媒体を通じて議論し、そこから生み出される世論 *öffentliche Meinung* ^⑪ によって国家と市民社会の（特に経済上の）利害を調停するという市民的公共圏のモデルを提供したのはハーバーマスである。フランス同様、ドイツでも一八世紀後半にはこのような公共圏が成立しており、公開性の原則に基づく政治批判も行われていた。^⑫ 但し、ドイツで世論という言葉が用いられるのはフランス革命以後である。他方フランスでは、革命期に人民全体の意思が政治的決定に反映されるべきだと考えられた結果、世論の母体が少なくとも原理上は一般民衆まで拡大した。^⑬ だが、ハーバーマスが言う意味での世論の担い手は依然として教養市民だったのである。しかし、民衆は教養市民とは異なった論理と方法に従って自らの意見を表明したのであり、近年の歴史研究はこの民衆的公共圏の存在に目を向けている。例えば、ドイツではゲストリヒが民衆と君主権力のコミュニケーションの具体例を考察している。だが、彼によると、君主とその代理人の共同体、知識人の共和国、民衆という三つの公共空間が一応想定されるものの、一八世紀には出版業や郵便制度の発達によりこれを縦断する一つの公衆（公共圏）が形成されつつあった。^⑭ しかし、本稿の事例から判断すると、階層を越えた情報の共有が進んだのは事実だとしても、一つの公衆が形成されたとは言いがたい。また、近世から革命期までのフランスにおける世論の概念史を叙述したガンは、世論が国政を批判するのみならず、支配エリートのイデオロギーを強制する機能を担ったことを指摘している。^⑮ このことは、フランス革命の過程で上から強制された公共精神が自発的に形成される世論にとって代わったとするオズーフの小論からも裏付けられる。^⑯ だが、本稿の事例ではあるべき世論の強制だけでなく、情報の作為的操作もすでに行われている。ハーバーマスはなるほど操作的公開性という言葉でこのことを指摘しているが、これを一九世紀後半の市民的公共圏崩壊以後の問題としている。^⑰ そして、世論のイデオロギー性を認めないわけではないが、一八世紀に関しては批判的公開性の観点からの分析に終始している。^⑱ だが、批判と操作は当初から盾の両面であったと推測され、本稿では主に後者の面に目を向けたい。

終わりに史料について述べておくと、今回主に利用したのは当時の新聞・雑誌や公文書を幅広く収めたハンゼン編史料集の三・四巻である。^⑪但し、本論でハンゼンの注解と意見を異にする場合はその旨を明記する。また、補足的に他の史料も用いたが、これは当該箇所を注で示す。

- ① Jean-René SURATTEAU, Politik und Ideologie in der Haltung des Directoire gegenüber den deutschen Staaten (1795-1799), in: Manfred KOSSOK (Hg.), Rolle und Formen der Volksbewegung im bürgerlichen Revolutionszyklus, Glashütten 1976, S. 76-86; ders., le double langage de la France révolutionnaire en Rhénanie, in: Peter HÜTTENBERGER/ Hansgeorg MOLITOR (Hg.), Franzosen und Deutsche am Rhein 1789-1918-1945, Essen 1989, S. 11-25.
- ② Hansgeorg MOLITOR, Vom Untertan zum Administré. Studien zur französischen Herrschaft und zum Verhalten der Bevölkerung im Rhein-Mosel-Raum von den Revolutionskriegen bis zum Ende der napoleonischen Zeit, Wiesbaden 1980, S. 169.
- ③ Josef SMETS, Les pays rhénans (1794-1814). Le comportement des Rhénans face à l'occupation française, Bern etc. 1997, S. 228-316.
- ④ Josef SMETS, Le Rhin, frontière naturelle de la France. Genèse d'une idée à l'époque révolutionnaire, 1789-1799, in: Annales Historiques de la Révolution française 314 (1998), S. 697.
- ⑤ ハンゼン・コレクションのフランス革命史料について、本誌でも本誌でも紹介した。
- ⑥ SURATTEAU [1989], S. 24.
- ⑦ T. C. W. BLANNING, The French Revolution in Germany. Occupation and Resistance in the Rhineland 1792-1802, Oxford 1983, S. 305, 78.
- ⑧ Axel KUHN, Grundzüge einer Geschichte der cishhenanischen Bewegung, in: Helmut REINALTER (Hg.), Die demokratische Bewegung in Mitteleuropa von der Spätaufklärung bis zur Revolution 1848/49, Innsbruck 1988, S. 116-121; vgl. auch ders., Jakobiner im Rheinland. Der Kölner konstitutionelle Zirkel von 1798, Stuttgart 1976.
- ⑨ MOLITOR [1980], S. 139f.
- ⑩ Uwe ANDRAE, Die Rheinländer, die Revolution und der Krieg 1794-1798. Studie über das rheinische Erztstift Köln unter der Besatzung durch die französischen Revolutionstruppen 1794-1798 im Spiegel von Petitionen, Essen 1994, S. 235.
- ⑪ 本誌でも本誌でも紹介した。
- ⑫ Jürgen HABERMAS, Strukturwandel der Öffentlichkeit. Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Frankfurt/M 1990 (1. Auflage 1962).
- ⑬ Vgl. z. B. Ludger HERMANN, Die Herausforderung Preußens. Reformpublizistik und politische Öffentlichkeit in Napoleonischer Zeit (1789-1815), Frankfurt/M 1998, S. 23-47. 田中 悠介、フランス革命とフランスの政治的変遷、本誌 12 号、1975 年。
- ⑭ Andreas GES-TRICH, Absolutismus und Öffentlichkeit. Politische Kommunikation in Deutschland zu Beginn des 18. Jahrhunderts, Göttingen

1994, S. 238.

^⑮ Lucien HÖLSCHER, 'Öffentlichkeit' in: Otto BRUNNER (Hg.), *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, Bd. 4, Stuttgart 1978, S. 450.

^⑯ Vgl. Jon COWANS, 'To Speak for the People. Public Opinion and the Problem of Legitimacy in the French Revolution', New York/London 2001, S. 53-57.

^⑰ GESTRICH [1994], S. 236f.

^⑱ J. A. W. GUNN, *Queen of the world: opinion in the public life of France from the Renaissance to the Revolution*, Oxford 1995, S. 5.

^⑲ Mona OZOUF, 'Esprit public', in: F. Furet/M. Ozouf (éd.), *Dic-*

tionnaire critique de la Révolution française, Paris 1988, S.

711-720. (邦訳 モナ・オズーフ (版上孝訳) 『公共精神』、フェレ・オズーフ編 (河野他訳) 『フランス革命事典五』 思想 I みすず書房、二〇〇〇、一六九—一八五頁)

^⑳ HABERMAS [1990(1962)], z. B. S. 356f.

^㉑ Siehe ebd. v. a. Kapitel III und IV.

^㉒ Joseph HANSEN (Hg.), *Quellen zur Geschichte des Rheinlandes im Zeitalter der Französischen Revolution 1780-1801*, 4 Bde., Bonn 1931-1938. Zitiert HANSEN 3 455-574 2. 註記参照。

第一章 ライン占領と住民世論 (九四—九五)

まず、占領当初の状況を略述しておこう。第一次占領の末期にはフランスの国家財政はすでに破綻し、^①その上、ライン地域での革命は住民の反発と戦線の後退によって挫折を余儀なくされた。その結果、占領地の国制に干渉せず、貢納金の徴収と物資の確保を優先するというのが九四年当初のフランス国民公会の方針だった。^②だが、この年の後半には本国との併合が選択肢として再浮上する。^③しかし、結果的にみると、フランス政府は民政への移行まで占領と併合の間を綱渡りするような態度を取り続けた。

九四年一二月のアーヘン中央政府設立式典の際、人民代表委員^④ポルティエと行政協議長ドルシュは占領地住民に自由のための献身を説いているが、これは右のような政府の態度を証するものである。ちなみにドルシュは一七九二—九三年のメインツ革命に参加したライン共和派の一人である。中央政府には他にもライン出身者が名を連ねている。それで兩人によれば、献身とはアッシニャ紙幣を受け入れ、軍への物資供給に応じることであり、自由はフランスとの併合によつ

て約束される。つまり、経済負担の対価として併合を提案しているわけだが、住民からすれば占領者の一方的言い分であろう。九五年一月六日、北部方面軍及びサンブル・マース方面軍付の人民代表委員たちは同様の趣旨を改めて布告している。すなわち、共和国との併合の時期を早めるには貢納金を速やかに支払わねばならない（第一〇条）。人民代表委員は、然る後、直ちに併合が実現されるという保証を与えることができる（第三三条）^⑥。だが、人民代表委員の布告は法的効力を有し、^⑦このことは後に重要な意味を持つだろう。

次に、占領者側が住民世論をいかに把握していたかを見てみよう。占領は決して単なる力の問題ではなく、世論による一定の拘束を受けていた。この点について、ポルティエとドルシュは先の演説で興味深い発言をしている。ドルシュは「世論 öffentliche Meinung」が行政の力の源であり、これに方向性を与えて住民の信用を蘇らせることが行政の任務であるという。というのは、住民の支持なくしては「我々のあらゆる努力は無駄になるだろう」からである。^⑧これはモリトアという政治的信用としての世論である。ポルティエは実際にこの世論の方向づけを行っている。すなわち、アーヘン市民に対して、身を挺して自由の勝利に貢献し、占領地域全体に「革命的発条」を与えることを求めた。^⑨これは威信ある都市の行動が周辺地域にもたらす影響を知った上での発言である。この事実はポルティエが望んだのとは反対の意味で裏書されている。

例えば、九五年三月に仏軍が間もなく敵軍によって追い出されるという噂がケルンで流れた時、都市司令官ドーリエは、市参事会が報告を怠ったことを責め、以後、公序の維持に全力をあげるよう命じている。各地での戦闘の結果は人々の好奇的であり、大抵の場合、仏軍の戦勝はライン住民を失望させ、その逆は彼らを喜ばせた。^⑩従って、広まる噂も仏軍に不利なものばかりであった。だが、より重要だったのは、ケルンがこの頃、人民代表委員ジレによる内政不干渉の約束を盾にボン行政府の監督下に入ることを拒否し、さらに貢納金軽減を嘆願しつつ支払いを先延ばしにしていたという事実である。^⑪人民代表委員デュボワの報告書によれば、ライン左岸地域では全てが旧に復しフランスはマース国境に甘んずると

いう噂が広まり、アッシニヤの信用が著しく下がっているが、この噂の出所は他ならぬケルンであり、そもそもケルンが旧来の制度をいまなお保っているという事実だけでもライン地域返還の噂に信憑性を与えるに十分だという。^④このような噂は貢納金の徴収にもマイナスに作用した。こうした事情から、仏軍は都市への人の出入りを厳しく監視したが、噂の流布を妨げることは不可能であった。

ここで人心の安定が占領行政の重要課題となったことは明白である。人心の安定のないところに行政への信用もない。噂や近隣の都市の動向を別にすれば、人心に響く一番の要素は経済的負担であった。マース・ライン地域における最初の貢納金賦課は九四年一月半ばに到達され、約一ヶ月後に支払額二五〇〇万リーブルと定められた。^⑤当時ケルン選帝侯領の年額税収が約六〇万リーブル^⑥だったことを考えると相当の高額である。これに軍への物資供給、兵士の宿所の提供、賦役労働などが加わるが、とりわけ住民の不評を買ったのはアッシニヤの使用強制であった。

中央はこれらが遅滞なく行われることを期待したが、現地側は占領地の経済状態に対する注意を促した。例えば、人民代表委員ジューベールとポルティエは、この地域の資源や農産物はバリで考えられているほど豊かではなく、また、土地の荒廃、敵味方双方からの略奪、輸送手段の欠如といった戦禍により物資が全般的に不足しており、これこそ目下唯一の敵だと公安委員会に報告している。^⑦

翌年に入ると、事態を憂慮したジレは自らの権限で負担の軽減を図った。二月一四日、ジレは二五〇〇万リーブルから八〇〇万リーブルへの貢納金減額を定めた布告の写しとその理由を述べた意見書を公安委員会に送付している。^⑧この意見書を見ると、ジレはジューベールやポルティエと同様に占領地域が戦禍や軍の徴用、さらにはライン河の氾濫などで荒廃しきっているという認識に立っている。その上で、二五〇〇万リーブルもの現金はこの土地には存在しないと言う。「もし住民がアッシニヤしか持たず、フランスとの交易を絶たれ、この紙幣が外国で通用しないとしたら、一体彼らはどうやって食糧や工業原材料を得るのか。」要するに人民との友好関係は金銭的利益に換えられないものではない。^⑨実は四日

前に公安委員会も負担を軽減する法令を出していたが、それが届く前にジレは決定を下していた。公安委員会は貢納金の減額までは定めていなかったが、ジレの意見を容れて減額を認めた。^⑪

だが、六月には人民代表委員ペレが新たに二二〇〇万リーブルの賦課を決定した。この時、アーヘン中央政府が異議を申し立てたが、さらに二人の人民代表委員ジレとロベルジョも反対意見を述べた。反対の理由はロベルジョの言葉に尽くされている。すなわち、住民の絶望はすでに頂点に達しており、これ以上の負担は共和制を忌避させるばかりでなく、フランスの名を憎むべきものにしてしまうであろう。^⑫

こうした負担軽減の訴えは決して個人的な良心の問題ではない。ジレやロベルジョには、支配は住民世論に拘束されるという明確な観念があったと見るべきである。つまり、過度の負担は人心の離反を招き、噂の流布や敵方の工作を容易にする。しかし、経済負担の問題は軍政下では解決されなかった。また、ペレや後にみるシャンパンのように利益追求を優先するものがフランス人の中にも存在した。

占領地の経済状態を憂慮する行政官たちは、併合の早期実現こそが最良の解決策であると考えた。さらに、政府が態度を明確にすれば、人心の安定化にもつながる。以下の三通の書簡はこうした考えを明かしている。

一つ目は九五年二月一〇日の負担軽減の措置に感謝の意を示すためにアーヘン中央政府が国民公会に送付した書簡である。そこでは占領地住民の感謝の念が誇大に表現され、これが世論を示唆するものとされている。しかし、人民は将来に不安を抱いているので、一刻も早く併合を宣言してほしいと述べている。^⑬ この書簡は公会で読み上げられた後、喝采をもって迎えられ、議事録への記載が決定された。

次いで、三月半ばにデュボワとロベルジョが公安委員会宛報告の中で同様の嘆願を行った。任地に着いたばかりの兩人は、アーヘンを中心とする占領地域の現実をいい意味で語る事例に触れることはできないとまず断っている。だが、「住民の精神 *esprit* は一般によい」、すなわち、彼らは「静穏を保っており、共和国の通貨『Ⅱアッシニャ』を別にすれば、フ

ランスの法を抵抗なく受け入れるだろう」。しかし、行政の機能を円滑にし、「世論を確実な仕方で安定させるため」に、公安委員会はライン併合を前提に帝国と講和すると公式に声明すべきである。このようにフランス国民の願いをはっきり伝えることで占領地住民の信頼も高まるだろう。^⑤

しかし、公安委員会はこれに返答しなかったので、デュボワとロベルジョは四月になってから国民公会に同じ趣旨の書簡を送った。これによれば、併合は「全住民の願い」であり、軍への物資供給に素直にに応じていることがその何よりの証である。^⑥ ちなみにロベルジョはベレの貢納金賦課に反対した際にも、住民は革命を愛していると述べ、その理由を彼らの献身的態度に求めている。^⑦ この書簡は公会で朗読されたものの、ライン併合を外交方針とする提案は実行には移されなかった。

これら三通のうち、興味深いのは最後の書簡が併合は全住民の願いと述べている点である。これは人民の意思が併合を正当化することを前提にした主張に他ならない。^⑧ 人民代表委員の任務終了後に国民公会で報告を行った際にもロベルジョは同じ論拠を用いているが、ここで同報告が国境問題に触れている箇所を見てみよう。^⑨

当時、フランスの東部国境については三つの見解、すなわち、一、占領地域を全て放棄し旧来の国境に戻る、二、マース河までを領有範囲とする、三、ラインの線を維持する、が存在したが、^⑩ ロベルジョはフランスの安定と発展のためには最後の選択肢が最も望ましいとする。彼は戦略的、経済的見地から自説を根拠づけた上で、さらに占領地住民の大多数が併合を希望する旨を何度も表明したことを強調している。^⑪ ロベルジョは反対意見があることも隠してはいないが、占領地域を訪ねてまわれば併合こそ住民の一般の見解に合致することがわかるだろうという。^⑫ 確かにフランス人への憎悪を煽るためにイギリスやオーストリアの手先が工作活動を行って、世論を腐敗させようとしている。^⑬ 一部の横暴なフランス人官吏が不正を働いているのもまた事実である。だが、占領地の住民は「よき精神 *bon esprit*」に突き動かされており、これらの人間とフランス国民全体を区別して考えることができる。^⑭

報告の最後のあたりでロベルジョは議員たちに訴える。「忘れないでくれたまえ、諸君がこの「占領地の」人民に併合を期待させたことを。彼らは諸君の言葉を信じている。諸君の心を知る人民代表委員も、そのこと「将来の併合」をはっきり宣言した。政府の諸委員会も人民代表委員たちに人心を啓発し、世論を準備すること、つまり、「占領地域が」将来フランスと併合されるものとして行動することを勧めたではないか。」また、併合の実現はフランス国民の意見でもある。「世論に伺いを立ててみるがいい、諸君は真実を知るだろう。」^⑧人民の願いはすでに表明されている。従って、ラインを国境とせねばならない。

もしシュラトーの考えを適用するなら、ここでも経済的要因こそ本質で人民の意思は修辭にすぎないということになるだろう。ロベルジョは、国民公会での報告では人民の意思はすでに表明されたと考え、四月の書簡では貢納金の支払いや物資の供出を併合を希望する証とみなしている。だが、この論法は現実に即したものとはいえない。例えば、アーヘンで占領行政に携わっていたカゼツリは、共和国による隷属からの解放に対する感謝の念が租税の支払いによって示されるはずであったが、「この崇高な感情が育つことはなかった」と述べている。^⑨また、三月の報告では住民の精神はよいとあるが、これは表面上の平穩にすぎず、その後に世論の安定の必要性が語られている。その上、住民の絶望は頂点に達していると述べたのも他ならぬロベルジョ自身であった。これらを考慮すると、経済的要因が最重要素だったかどうかはともかく、人民の意思は確かに修辭に違いない。

しかし、現地行政側からみれば、併合の確定こそ人心安定の早道であり、パリに決断を迫る上で人民の意思は重要な論拠であった。先に見たとおり、人民代表委員たちは貢納金の完済が併合を約束すると布告しており、住民が支払いに応じることを併合を希望する証と見なすには一応の法的根拠がある。これがたとえ詭弁であつても、法的効力を有する以上、議員たちはこれを無視できない。ロベルジョはその点をついたのである。

ロベルジョの報告は議員たちの好評を博したようだが、もし彼が「住民の願い」を語らなかつたら、議員たちは違った

反応をしたかもしれない。彼らが「住民の願い」を本当に信じていたのかどうかは定かでない。しかし、シュラトールによれば、九五年の後半にはライン国境は議員多数の支持を得ていた^⑧。先に見た複数の現地報告が公会で好意的に受け取られたことを考えると、これらは支持者の拡大に寄与したと推測される。とはいえ、ロベルジョの報告が示すとおりライン国境は唯一の選肢ではなかった。また、政界外にも反対意見は存在していた^⑨。

しかし、だからこそ併合の実現のためにはパリの世論を動かす必要があった。九五年八月にライン国境の是非を問う懸賞論文が募集されたが、ライン共和派とパリに亡命していたドイツ人がこれに深く関与していた。後者の多くはマインツ革命参加者である。つまり、人民代表委員たちが議会の説得にまわり、パリおよびラインの併合派ドイツ人がパリの世論を喚起するという一種の共闘が行われた。この時、ライン共和派は、パリに向かっては人民の意思を語り、ライン住民にはパリの動静を報告したり、併合が迫っていることを説いたりした。一例を挙げると、アーヘンの革命支持者F・ダウツエンベルクは編集紙『アーヘンの目撃者』に前述したロベルジョとデュボワの公会宛書簡を独訳して掲載している^⑩。このような世論創出の試みがなされたのは、議会・政府筋は世論を無視できないという前提があるからである。

だが、八月に一つの頂点を迎えた併合推進の動きは、一〇月に一旦閉塞する。というのは、国民公会はベルギーとリエージュ司教領の併合を決定したが、ライン左岸については帝国との講和まで問題を先送りすることになり、ライン併合を講和の前提とする決定も行われなかったからだ^⑪。この状況が変化するのは、九七年に入ってからである。

以上、本章ではフランスの占領政策と住民世論の関係を中心に考察した。そこからはわかるのは、占領行政が政治的信用としての世論を考慮に入れ、人心の安定を図る必要があったということである。従って、住民の信用は軍政下では問題にならないとするモリトアの見解は修正されねばならない。しかし、政治的意思という意味での世論の形成は行政の関心の外にあった。ロベルジョは世論の啓発について語っているが、公教育や革命祭典といった共和主義の浸透を図る上で重要と思われる分野では目立った措置は取られていない^⑫。だが、現地行政サイドが報告した人民の意思は、パリの世論を動

かす上で一石を投じた。たとえ裏に経済的動機があるとしても、パリの議会はこの論拠なしに併合を論ずることはできなかったはずである。それゆえ、フランス人にとって人民の意思が修辭だったとしても、その役割を軽視することはできない。もっとも、現実には人民の意思はライン住民とは離れたところで語られたわけだが、九七年のシスレナン運動では、彼らはそれを直接耳にすることになる。

- ① MOLITOR [1980], S. 179f.
- ② HANSEN 3, S. 8-12. Vgl. auch MOLITOR [1980], S. 180.
- ③ HANSEN 3, S. 286-290.
- ④ ライン左岸占領地域は、西はモース河、東はライン河を境界とするが、通例としてキーゼル河以北をモース・ライン、以南をライン・キーゼル地域と呼ぶ。ローレン中央政府は当初前者のみを管轄した。
- ⑤ 軍を率いる占領地の行政を統轄するために、各方面軍は三、四人の人民代表員 (représentant du peuple) を配属させた。Vgl. MOLITOR [1980], S. 33-35.
- ⑥ HANSEN 3, S. 350.
- ⑦ Ludwig KÄSS, Die Organisation der allgemeinen Staatsverwaltung auf dem linken Rheinufer durch die Franzosen während der Besetzung 1792 bis zum Frieden von Lunéville (1801), Giessen 1929, S. 89.
- ⑧ HANSEN 3, S. 337.
- ⑨ HANSEN 3, S. 336f.
- ⑩ HANSEN 3, S. 442.
- ⑪ MOLITOR [1980], S. 182.
- ⑫ モース・ライン占領地域は七つの行政区に分けられており、ホンはその一つである。ケルン選帝侯領と都市ケルンがこれに属した。
- ⑬ ANDRAE [1994], S. 192-194.
- ⑭ HANSEN 3, S. 463 Anm. 2.
- ⑮ HANSEN 3, S. 337 Anm. 1.
- ⑯ ANDRAE, [1994], S. 190.
- ⑰ HANSEN 3, S. 352 Anm. 2.
- ⑱ HANSEN 3, S. 396 Anm. 4.
- ⑲ Vgl. F.-A. AULARD (éd.), Recueil des actes du Comité de Salut Public, avec la correspondance officielle des représentants en mission et le registre du Conseil exécutif provisoire, tome 20, Paris 1910, S. 276f.
- ⑳ HANSEN 3, S. 396f. 例え、この布告により貢納金の半分をアンシニャビ支拂うことが認められ、軍への物資供給以外の目的での徴税はなされるべきだ。
- ㉑ Vgl. HANSEN 3, S. 396 Anm. 4; ANDRAE [1994], S. 190.
- ㉒ HANSEN 3, S. 532ff.
- ㉓ HANSEN 3, S. 534.
- ㉔ HANSEN 3, S. 398-399, hier 399.
- ㉕ HANSEN 3, S. 398 Anm. 2.
- ㉖ HANSEN 3, S. 440f.
- ㉗ HANSEN 3, S. 482f.
- ㉘ HANSEN 3, S. 534.
- ㉙ この論理が持ち出された例として九一年のアヴィニオン併合が挙げ

られる。瓜生洋一「フランス革命と戦争 国民主権と国際関係をめぐって」松本彰・立石博高編『国民国家と帝国 ヨーロッパ諸国民の創造』山川出版社、二〇〇五、一四三頁。

⑮ この報告は国民公会の決定により出版された後、若干の修正を経て『モニトゥール』紙に改めて掲載されたが、本稿では前者を参照した。

Rapport fait à la Convention nationale, par Roberjot, représentant du peuple, sur sa mission dans les pays conquis par les armées du Nord et de Sambre-et-Meuse, Paris thermidor an III (1795), 35 S.

⑯ Ebd., S. 22.

⑰ Stehe ebd., S. 23, 28, 29, 30, 35.

⑱ Ebd., S. 29.

⑲ Ebd., S. 29, 31.

⑳ Ebd., S. 29.

第二章 シスレナン運動と世論動員（九七年）

九六年には本稿との関連で特筆すべき動きはないので、九七年当初の占領状況を確認することから本章を始めた。占領行政はこれまで幾度かの改変を経てきたが、九七年三月に占領以前の制度の復活が宣言された。^② 発案者は当時サンブル・マース方面軍司令官であり、占領行政の最高責任者でもあったラザール・オッシュである。この措置によって旧領邦の官僚が元の役職に復帰したが、実際には旧制度の復活が全面的に行われたわけではなく、フランス行政による監督は存続した。

こうした措置が取られたのは、軍への物資供給および徴税業務がうまく進まず、人心もフランスから離れていると考えられたからである。住民はフランス人を憎んでおり、旧体制の復活は彼らの一致した願いであるとオッシュは述べている

⑳ Ebd., S. 32に拠る。

㉑ 九五年三月一日日付け書簡。HANSEN 3, S. 546 Ann. 2.

㉒ SURATTEAU [1976], S. 78f. ちなみに、公安委員会の方針は九四年冬頃からラインへの維持に傾いていたと見られる。Vgl. SMETS [1998], S. 683f.

㉓ SMETS [1998], S. 683f.

㉔ Vgl. HANSEN 3, S. 573-582, 585-591, 636-639. Ferner SMETS [1998], S. 687ff.

㉕ HANSEN 3, S. 595f.

㉖ HANSEN 3, S. 596, 597 Ann. 1.

㉗ HANSEN 3, S. 482 Ann. 3.

㉘ HANSEN 3, S. 651ff.

㉙ HANSEN 3, S. 591f.

が、その原因は現地行政の民情や旧来の制度に関する無知に求められた。^④ ここでもフランス側の動きを左右したのは人心であった。

しかし、オッシュは他方で、ケルンやアーヘンでは「自由の精神」が芽生えており、これを少しずつ育てていく必要があると述べている。^⑤ また、彼は占領地の将来について、イタリアやオランダの例にならって姉妹共和国を設立するのか、それとも、もし住民の支持が表明され、かつ戦勝に恵まれれば、フランス本国に編入するのか、と総裁政府の方針を尋ねている（四月六日）。^⑥ ここでも住民の意思が問題にされている点に注意しよう。総裁政府は貢納金や旧来の租税などの収入源を手放したくなかったので、現時点では本国と占領地の完全な同化を望まず、姉妹共和国が望ましいと回答した。^⑦ 但し、この回答書に署名したのは五人の総裁のうち三人だけで、その中に併合派の総裁ルベルの名はない。^⑧

要するに最終的な決定は留保されたわけだが、そこには内外の政治状況が反映されている。まず、総裁政府内でライン併合を強硬に主張しているのはルベルのみであった。^⑨ また、この年の春の改選で王党派が議会に進出したが、この派は基本的にライン国境に反対の立場を取っている。^⑩ さらに事を厄介にしたのは四月半ばにオーストリアとの間で締結されたレオーベン予備条約である。同五条は、帝国とフランスとの講和は「帝国領土の一体性」を尊重する形でなされると定めている。^⑪ ライン左岸諸領邦は帝国領であり、フランスは表立ってこの規定に反する行動を取れなかった。

次いで、シスレナン運動と称されるライン共和派の動きに目を転じよう。北はボンから南はランダウあたりまでの共和派がこの運動に関与しているが、中心的役割を果たしたのはボン、ケルン、コブレンツの共和主義者である。しかし、後述するように、当初から統一行動が取られたわけではなく、各都市の連携が強化されたのは民衆協会 Volksgesellschaft や通信所 Korrespondenzbüro が設立された七月以降である。ボン、ケルン、コブレンツを中心とする地域では独立共和国、マインツ革命を経験したマインツ、ビンゲン、ランダウに囲まれた地域では併合を支持する者が多かったが、各都市の共和派は協力関係にあったとみてよいだろう。重要なのは共和制の実現であり、独立か併合かは二者択一ではなかった

からである。^⑬その証拠に、八月にオツシュが総裁政府の方針を明かして以後は独立共和国が一致した目標となった。^⑭だが、九七年春の時点では、共和派は旧体制の復活に危機感を覚えていた。守旧派はこれをライン地域返還の予兆とみて歓迎していたのである。

最初に動いたのはボン政府の官僚ブジェとフォッセンである。両名は共に熱心な共和主義者であり、九五年にアーヘン中央政府に名を連ねて以来、占領行政に関与してきた。まず、五月末にブジェとフォッセンは二五カ条の覚書なるものを中間委員会^⑮の秘書ベルドーに手渡している。現存しないため詳細は不明だが、占領地を帝国から分離させる計画を記したものだっらしい。同じ頃、政府内でパリへの直訴が協議され、この後、ボン行政区内の都市の代表がボンに招集された際にもこの件が諮られた。本来、直訴の目的は貢納金の軽減にあったが、ブジェはこの機に乗じてパリに赴き、同僚たちには内密で独立共和国の設立ないし併合を訴えようとした。

六月一日に戦地からボンに帰還したオツシュはこの計画を知るや阻止に動いた。彼は占領地の徴税業務を縁者に請け負わせていたが、これは徴税の効率増加も住民の負担軽減ももたらさず、現地の官僚や住民のみならず同僚の將軍たちからも非難を浴びていた。オツシュは上からその責任を問われること恐れたのである。六月四日、オツシュは先手を打って請負を廃止し、徴税を政府に委ねた。ボン政府のメンバーの多くは負担軽減には同意したが、帝国からの分離には否定的であった。それ故、彼らも都市の代表もオツシュの措置に満足し、パリへの直訴は根拠を失うことになった。^⑯

だが興味深いのは、ブジェら共和派が事前工作を図っていたらしいことである。トリリア政府の官僚ラーダーマツハーがベルドーから聞いたところでは、ブジェは覚書の中で併合間近という噂がパリから流れているが、世間はこれに恐れを抱いていると述べ、併合の代わりに独立共和国の設立を提案したという。^⑰ケルン発の匿名の書簡（六月一三日）では、何者かが併合が近いうちに宣言されると市長たちに吹き込み、これを避ける唯一の手段として国制の変革 *Regierungsevolution* を提案したとされている。書簡の書き手はブジェを実行犯と見た。^⑱また、件の都市代表会議に出席したノイス

市長アルデンホーフェンは、自身が併合ないし独立共和国の設立を支持したと噂されているとボン行政政府に書き送り、これまで自分が反対の立場を取ってきたにもかかわらずこのような噂が立ったのは何者かの中傷が介在しているからだと断じている（六月一六日）^⑮。

市長アルデンホーフェンの出席を考えると、ケルン発書簡の「市長たち」も都市代表会議の出席者であろう。書簡の日付から考えてもそのように思われる。代表たちのボン入りは六月三日、会議が行われたのは七日から一〇日である。その上、会議召集の主導者はブジェだった^⑯。以上を総合すると、ブジェは併合間近という噂を利用し、一方では中間委員会に独立共和国の設立を提案し、他方ではボンに来ていた市長たちにこれを受け入れるよう仕向けたことになる。アルデンホーフェンに関する噂の出所は不明だが、会議後に噂が立ったのはブジェらが市長たちに併合が迫っていることを吹き込んだ結果ではなからうか。総裁政府の方針を知つての上のことかは不明だが、ブジェが独立共和国を提案したとすれば、守旧派と妥協の余地があると見たからであろう。そして、都市代表からの信任を得て、人民の代表としてパリに赴くつもりだったに違いない。無論、ブジェ一人で全てを行つたとは考えにくく、フォッセンなどの共和派が協力したのだろう。だが、工作があつたのは疑いあるまい。

ところで、徴税請負を廃止した同じ日にオッシュは総裁政府に次のような報告を送つた。「この地方の住民の不満の対象はもはや我々ではない。彼らは旧主「『ライン右岸に亡命した領邦君主』の帰還を疑い、そうなつたら身の破滅だと考えている。（……）自由のための政治的な運動が起こつたとしても、私はさして驚かない。」^⑰ これは以前の見解とは異なっているが、オッシュはライン住民がもとの主人の帰還を望んでいないことを中間委員会の議長セーから知らされたという。セーはこれをブジェから聞いたらしい^⑱。オッシュがセーの言葉を素直に信じたのかどうかはわからないが、ここでもブジェの作為が疑われる。ハンゼンの見るところでは、オッシュの変化にはフランス国内で帝国の一体性原則にもかかわらずライン国境の獲得は可能だという見解が現れたことが関係している。この見解に論拠を提供したのは、すでに割譲が決定している帝国領

土の一部については何の異議も出なかったこととレオーベン条約第六条がフランスの法によって併合を確定された地域の領有を承認している点である。同条はベルギーに関する規定だったが、これがライン左岸地域にも拡大適用できると考えられた。というのは、パリ国民公会は九三年三月三〇日にマインツービンゲンーランダウ間の地域の併合を決議していたからである。^{②③}

確かにオッシュの報告はこうした中央の動静に合わせてのものであろうが、自由のための運動が起こってもおかしくないという発言は明らかにブジェラの活動を受けている。つまり、ブジェラ共和派もまたパリの政情をよく知った上で行動していたのではないだろうか。いずれにせよ、ブジェが住民の願いをセーに語ったことはオッシュの態度の変化によって報われた。無論、こうしたやり方が有効なのは、人民の意思が併合を左右するという前提が存在しているからである。

この六月以降、占領行政は初めてライン地域の世論形成に関与することになる。オッシュは中間委員会に前貸金一万リーブルの返済を免じてこれを宣伝工作に用いるよう命じ、さらにより多くの資金を自由にできるような措置を取った。^{②④}

実際にこの目的で金が使われたことはブジェの証言によって裏付けられている。^{②⑤}また、共和派の啓蒙活動を促進するため七月には出版の自由が布告された。しかし、これらはどちらかといえば間接的支援であって、差し当たりは人心の安定化に専心したと思われる。まず、六月下旬に軍の官吏の不正な徴発に嚴罰を与える決定がなされた。^{②⑥}さらに税の配分・徴収を公正かつ円滑に進める上で適切な人員を選定するために各行政区付の政府委員に公職者の身上調査を命じている。^{②⑦}もつとも中間委員会は税務の停滞を守旧派の消極的抵抗の結果と見ており、この調査には守旧派の更迭という裏の狙いもあったと考えられる。この他にも宗教的慣習に対する配慮が見られた。例えば、ケルンでは六月の聖体の祝祭の時に行列行進が問題なくとり行われるよう軍が秩序の維持に努めた。この時、都市司令官は部下たちに行列の前では脱帽するよう嚴命している。^{②⑧}

八月にはこうした一連の措置によって状況が好転したと中間委員会は伝えているが、住民世論が一転して親仏的になっ

たとはいえない。例えば、七月下旬の時点でボン行政区付政府委員シャンパンは、この地区の住民は旧来の領邦君主に服することを望んでいると報告している。^④この報告は先の身上調査の回答に付されたものだが、面白い意見が述べられている。すなわち、シャンパンは住民の意識よりも行動に重きを置き、彼らが貢納金支払い等の負担を受け入れ、大人しくしているなら、心情まで変える必要はないと言う。官僚の場合も同じで、与えられた職務を従順にこなしていればよい。要するに、彼らを無理に共和主義者に変える必要はない。換言すれば、シャンパンは住民世論の現状に即して軍事占領を維持することを諒とし、併合推進のための世論形成には反対だったことになる。

都市アーヘン付政府委員のエチエンヌも住民世論について述べているが、評価は全くの正反対で、アーヘンの人々は「自由への愛」に貫かれているという。しかし、これは革命理念に対する共感というよりは経済的利害に基づくものであった。アーヘン及びその周辺の商工業者はもともと隣国のベルギー、オランダと経済上の深い繋がりを有していた。もしこれら隣国同様フランスの保護下に入れば、通行税や関税などの障壁がなくなり、自由に経済活動を展開できる。このような理由からアーヘン市民はすでにルベルに併合請願書を提出していた。これは同時にベルギーの同業者たちの願いでもあった。^⑤しかし、この地域はシスレナン運動には関与していない。

二人の報告が示すとおり住民世論には地域差があり、ライン地域全体を一概に下すのは難しい。だが、フランス行政は改めて住民世論を把握する必要があると感じていたはずである。無論、望ましい報告はエチエンヌのものであったに違いない。

同じ六月の半ば、クロイツナッハ行政政府の官僚ペーターゼン率いる代表团が密かにパリを訪れ、ルベルに併合を請願している。^⑥これは、ボンの動向とは無関係に、マインツ、ビンゲン周辺の共和派の意を受けての行動と考えられる。ルベルは内外の情勢を考慮して請願を退けたが、住民の意思を明らかにするために署名を集めることを密かに勧めた。^⑦ルベルはこれがレオーベン条約の規定を覆す材料になりうると見たのである。

署名集めの中核となったのはコブレンツ以南の共和派である。ボンやケルンの共和派も後にこれに加わったようだが、詳しいことはわからない^⑧。署名者の実数は史料不足のため定かではないが、現在のラインラント・プファルツ州にあたる地域ではわずかながら記録が残っている。例えば、フンスリュック地域で二千六百、バッハラッハで二千名が署名したらしい^⑨。次いでやや曖昧だが、クーゼルとビルケンフェルトでは一九枚の用紙が埋め尽くされ、トリーアの森林監理官は、一二のアムト（郡）及び複数の市町村でそれぞれなされた署名を集めてバりに送付したという^⑩。後者はおそらく共同体の名で請願書が作成されたということであろう。全体としては四万という数字が史料上に出ている。だが、署名の集め方に問題があり、これらの数を鵜呑みにすることはできない。すなわち、共和派は、あらかじめ市町村単位で住民の名前をリストアップしておき、次いで首長に全権として署名させ、その後、個々の住民に署名を求めるという方法を取った。そして、どうしても署名が得られない者については、共和主義者たちがこれを書き加えたのである^⑪。この捏造がどの程度実行されたのかはわからないが、このような方法をとれば各市町村は多数の住民の同意により併合に賛同したという印象を与えることができる。なお、ライン地域における協会や通信所の所属者数は二万五千から三万とも八万とも言われているが、積極的に活動していたのは二千名程度らしい^⑫。以上から推測すると、確固たる信念に基づいて署名した者の数は限られるであろう。ちなみに、当時のライン地域の統計人口は一三〇万弱である^⑬。

実際、署名集めは難航したと見られる。七月末に帝国から離脱することの利を説き、独立共和国の設立かフランスとの併合かを選ぶよう住民に迫る声明が出されたが、コブレンツの共和主義者ゲルハルトによれば、住民を啓蒙し署名数を増やす上でこのような宣言が不可欠であった^⑭。それ故、文書の写しがビンゲンから南はツヴァイブリュッケン、北はコブレントツ、ボン、ケルンに向けて流布され、これを現地の共和派が署名の要求と共に目立つ所に張り出している。ちなみに声明の起草者はビンゲンの共和主義者メッタニヒとされている^⑮。他にも同様の檄文が複数作成された。

この後、共和派はさらに大胆な計画を立てている。八月一〇日はフランスの王権停止記念日だったが、ライン地域でも

仏軍がこの日を祝っていた。共和派はこれに乗じて人民がフランスとの併合を望んでいることを知らしめようとしたのである。この計画に加わったのは、ビンゲン以南の諸都市に限られるようであり、ボンでは祭典は行われたがこうした計画は見られない。併合が掲げられたのは総裁政府の公式見解がいまだ伝わっていないからであろうか。この計画について守旧派のライニンゲン侯が興味深い記述を残しているが、これをもとに要点を整理してみる。

共和派の目的は署名を求めることにあったが、そのために入念な工作が行われた。まず、迷っている者をつかまえて、併合はすでに総裁政府によって決定され、ドイツ皇帝もこれを密かに認めているので、署名しなければ後日フランス市民と同じ権利は得られないと告げる。次いで、祭典の日に自由の樹を植え、宴会を行う許可を軍に願い出たが、その際、共和派は住民の代表を名乗っている。そのための布石として、これまでに集めた署名四万がパリに送付されていた。そして、祭典当日、アルコールによって軍を味方に引き込み、酔いの回った市民や農民に署名を促す。

だが、仏軍を味方にする計画は失敗した。軍当局は共和派の願い出に一旦は許可を与えたが、反対派から訴えを受けた後、全住民ではなく一部の人間が特別の意図を持って祭典を企画したと判断、我々はこれに関与せず、住民も参加を強制されないと声明した^⑮。このため、共和派の当初の意図は達せられなかった。

だが、興味深いのは共和派の行動についてのライニンゲン侯の評である。軍の公式声明が出された後、優柔不断な人々は日和見を決め込み、反対派は嫌悪を露にした。「こういう場合、人は隣を見てその動きに倣うものなので、新たに生まれた空気はすぐに広がった」。すなわち、一部の地域ではフランスとの併合に反対する署名が行われ、住民の代表を騙った者は詐欺師呼ばわりされた。しかし、祭典当日に改めて明かされた皇帝による割譲承認の話は民衆に衝撃を与えたように、共和派は以後この話を繰り返しており、侯は民衆に対する不信の念を隠さない。「……」一体誰が民衆の意見を当てにできるだろうか。「……」すでに誤った道に導かれ、今なお水面下で絶え間なく扇動されている民衆を。「……」それにしても非常に危険なのは、緊急の場合には署名を偽造するというかの発言である。ジャコバンたちにとって自らの目的に

資する手段は全て神聖なものであつて、署名の偽造などこの人たちの良心を咎めるには小さすぎる罪であるらしい。」^⑭

この評価は共和派の工作の本質をついている。つまり、説得ではなく、ライン左岸の割譲は不可避であるという空気の支配力によつて住民に署名を余儀なくせようとした。署名の偽造も支配的意見の創出によつて民衆の行動を制約する意図をもっている。他方で共和派は人民の意思を背景に仏軍を味方に引き込もうとした。軍が一旦許可を与えたことから判断して、この戦術が有効だったのは疑いなく、反対派の訴えがなければ、彼らの計画は成功していただろう。

だが、人民の意思は単なる手段に過ぎなかつたというわけではない。例えば、八月にメッタニヒが主宰誌『政治談議』に寄せた文章はそのことを証している。その意図は、人民が共和制を望めば、本當にフランスはこれを支持するのかという世人の疑問に答え、独立共和国設立を擁護することにあつた。

メッタニヒの主張は次のようなものである。まず、フランスは人民の願ひに応じることを政治原則としているが、他方で外国の国制への不干渉も宣言している。ところで、フランスはラインの獲得を目指しているが、人民の支持表明がそれに決定的な影響力をもつと公式に宣言した。ライン左岸の一部地域については、割譲はすでに動かしがたいが、我々がここで独立共和国を望めば、上の原則に照らして、フランスはこれを容れざるをえない。

しかし、いずれにせよフランスの保護下に入ることが決まっているのなら、人民の宣言など不要ではないのか。これに対し、メッタニヒは以下の七つの理由を挙げて人民の意思表明の必要性を説く。①フランスの外交的成功を確実なものにする、②自由を自らの手で勝ち取る、③併合ではベルギーのように暫定統治が続く、④人民の、政争の具ではない政治的主体としての意義の主張、⑤軍との友好と物資供給の改善、⑥公平な税制と封建的諸負担からの解放の実現、⑦後世および人類全般のために自らを隷属から解放する。^⑮

以上を見れば、メッタニヒが、人民の意思がライン地域の将来を決定することをフランス側の政治原則に基づいて理論化しようとしていることは明らかである。少なくとも理念としては、この政治的意思は人民によつて主体的に表明される

べきものであった。

九月初めにラインバッハが帝国からの独立とシスレナン共和国への支持を表明し、コブレンツ、ケルン、ボンがこれに続く。どの程度の都市や農村がこうした宣言を出したのかは残念ながらわからないが、オッシュは死の数日前の九月一二日、総裁政府に運動の進展について報告している。^⑭以後の経緯を簡単に述べておくと、九月のフリュクチドルのクーデター後、総裁政府の方針は併合に変わったが、中間委員会に通知が届いたのは一〇月に入ってからであった。この間も運動は継続され、中間委員会は九月一五日にシスレナン共和国を支持した市町村を封建的諸賦課から解放する布告を出した。^⑮さらに一〇月六日には中・下部行政の改変を打ち出し、シスレナン共和国を現実の存在とすべく動いている。運動が終息するのは、オジューロ將軍がオッシュの後任として着任した一〇月半ばごろである。結局、シスレナン共和国は実現しなかったが、ライン共和派は併合支持にまわり、九八年春には行政主導の署名請願運動に協力する。しかし、この時も人民の意思は外交には生かされず、ライン左岸の割譲はリユネヴィル条約を待たねばならない。

以上、本章ではシスレナン運動とそれに至る背景を検討した。この運動は都市を基盤としており、占領以前の都市史的背景に制約された一面を持っている。すなわち、一部の都市では独自の改革綱領が存在し、これには占領前からの懸案が複数含まれている。^⑯しかし、民衆協会などのネットワークを通じて連携していたにもかかわらず、ライン共和派は独立共和国の制度や組織に関する具体的な構想を生み出せなかった。^⑰すでに見たように共和国支持の宣言も都市ごとになされている。とはいえ、シスレナン運動は、人民の意思をライン地域の命運と結びつけた意味で、ライン住民の世論の政治化を目指すものであった。つまり、ここで初めてラインの地域と住民を一体とみる観念が公にされた。ラインラント概念の成立にはフランス支配の遺産が大きく与っているとされるが、この点も遺産目録に加えてよいと思われる。

だが、ライン共和派の戦略は二面性をもっている。つまり、理念としては人民の意思の名の下に民衆を政治的主体として認めるが、現実には彼らに自由な発言権を与えなかった。そして、彼らの世論工作は民衆のみならず、フランス側にも

向けられていた。前者に対しては支配的空氣の力によって、後者に対しては人民の意思を背景に共和派は自らの意図を實現しようとした。フランス側にとって人民の意思が修辭だったとしても、ライン共和派はこの理念を盾に取ったのである。八月一〇日の行動はその露骨な例であろう。

稿の初めにも触れたが、アンドレは、ライン住民は自由な政治的意思表明の有用性と価値をよく知っており、占領者側の理論と実践の矛盾がこれに対する感覚を一層鋭くしたと述べている。しかし、これは次のように言いかえたほうがよいであろう。すなわち、人民の意思の価値と有用性を知っていたのはライン共和派であり、彼らの理論と実践の矛盾に反発を覚えたのが守旧派市民であると。次章では帝国からの離脱に反対する守旧派の行動と論理を分析し、この点をより詳しく探ってみよう。

- ① Vgl. ANDRAE [1994], S. 66f.
- ② HANSEN 3, S. 901f.
- ③ HANSEN 3, S. 903.
- ④ HANSEN 3, S. 878f.
- ⑤ HANSEN 3, S. 914.
- ⑥ HANSEN 3, S. 945f.
- ⑦ HANSEN 3, S. 946f.
- ⑧ HANSEN 3, S. 947 Anm. 1.
- ⑨ HANSEN 3, S. 1028.
- ⑩ ユリ・リンツ (阪上孝訳) 「自然国境」前掲 『フランス革命事典 Ⅱ』 思軒社、一三三頁、一三三―一三六頁。
- ⑪ M. de CLERCQ, Recueil des traités de la France, t. 1 (1713-1802), Paris 1880, S. 319.
- ⑫ Axel KUH, Linksheinische deutsche Jakobiner. Aufrufe, Protokolle, Briefe und Schriften 1794-1801, Stuttgart 1978, S. 22.
- ⑬ MOLLITOR [1980], S. 131f; KUH [1988], S. 118.
- ⑭ KUH [1988], S. 119.
- ⑮ 九七年三月に設けられたライン左岸占領地域の行政監督官庁で、五人の委員からなる。
- ⑯ 以上の総称は、HANSEN 3, S. 989-992, 1012-1018.
- ⑰ HANSEN 3, S. 1017 Anm. 2.
- ⑱ HANSEN 3, S. 1018f.
- ⑲ HANSEN 3, S. 1019 Anm. 1.
- ⑳ HANSEN 3, S. 990.
- ㉑ HANSEN 3, S. 998.
- ㉒ Ebd.
- ㉓ HANSEN 3, S. 971f, 1028.
- ㉔ HANSEN 3, S. 999.
- ㉕ HANSEN 3, S. 1197.
- ㉖ HANSEN 3, S. 1005.

- ③② HANSEN 3, S. 1034 Anm. 1.
- ③③ HANSEN 3, S. 1006.
- ③④ HANSEN 3, S. 1005.
- ③⑤ HANSEN 3, S. 1072-1074.
- ③⑥ トークンベルンには特別な政府委員が置かれてゐる。
- ③⑦ HANSEN 3, S. 1074f.
- ③⑧ Vgl. SURATTEAU [1976], S. 82.
- ③⑨ HANSEN 3, S. 1029f.
- ③⑩ HANSEN 3, S. 1030.
- ③⑪ HANSEN 3, S. 1085 Anm. 2.
- ③⑫ HANSEN 3, S. 1061, 1077.
- ③⑬ HANSEN 3, S. 1061.
- ③⑭ HANSEN 3, S. 1100.
- ③⑮ HANSEN 3, S. 1069, 1101.
- ③⑯ HANSEN 3, S. 1076 Anm. 2; Kyösti JULKU, Die revolutionäre Bewegung im Rheinland am Ende des achtzehnten Jahrhunderts: Bd. II, Die Revolution im Rheinland während der Franzosenherrschaft (1792 bis 1801), Helsinki 1969, Bd. 2, S. 177.
- ③⑰ SMETS [1997], S. 277.
- ③⑱ HANSEN 3, S. 1079.
- ③⑲ HANSEN 3, S. 1080-85.
- ③⑳ HANSEN 3, S. 1100-02.
- ㉑ HANSEN 3, S. 1096-98, 1102.
- ㉒ HANSEN 3, S. 1102-03.
- ㉓ HANSEN 3, S. 1104-1106.
- ㉔ HANSEN 3, S. 1212.
- ㉕ KUHN [1988], S. 119f, 124-26.
- ㉖ HANSEN 3, S. 1211 Anm. 3.
- ㉗ Vgl. z. B. HANSEN 4, S. 134-145.
- ㉘ MOLITOR [1980], S. 134.
- ㉙ Jörg ENGELBRECHT, Landesgeschichte Nordrhein-Westfalen, Stuttgart 1994, S. 17f, 231f.
- ㉚ ANDRAE [1994], S. 235.

第三章 「人民の意思」に対する守旧派の反対

本章では、守旧派の人民の意思に対する理解を分析するが、紙幅の都合上、ここでは対象をケルンの動向に限定したい。まず、九五年夏におけるJ・N・デュモンの併合反対論を、次いで、シスレナン運動に対する守旧派市民の反対行動を検討する。

ケルン市長のデュモンは貢納金の負担軽減を図るべく九五年二月にパリに上り、その後半年以上も滞在を続けていた。この間、パリ世論の動向に危機感を募らせていたデュモンは、八月にライン国境の是非を問う懸賞論文が公表されたのを機に、併合に反対する二つの論考を匿名で発表した。最初の論文は『モニトゥール』紙に匿名掲載された併合擁護論に應える形で書かれ、王党派系新聞の『ヌーベル・ポリティック』に特別掲載された(九月一日)^①。これを懸賞論文用に書き改めたものがもう一つの論考である(九月二八日)。但し、受理されたのは提出期日の後であり、受賞候補からは外れている。デュモンの提出した論点は多岐にわたるが、ここでは人民の意思に限定して論じる。

まず、反論の前提となったのは、フランス人とライン共和派が併合を画策しており、これが人民の意思と見なされる危険があるという認識である。人民の意思は未だ問われていないが、デュモンは併合派の画策が「一般世論 allgemeine Meinung」に与える影響は大きいと見た。^④にもかかわらず、ライン地域から反論の声が上がらないとデュモンは別の書簡で嘆いている。^⑤実際、史料で確認できるのは、ケルンのカプチン修道会が併合反対の説教を行ったくらいである。^⑥この時ケルンが唯一反対の牙城となったのは、民主的制度と自治を保ってきた帝国都市の誇りゆえであろう。併合が決定すれば、この都市の独立が消滅することは明らかだった。最初の論考を公にした翌日、デュモンはこれで現地の住民は安堵するだろうと記しているが、^⑦住民の反応を窺わせる史料はない。

ここで重要なのは、人民の意思と一般世論をデュモンが区別している点である。この点について最初の論文では次のように述べられている。「この「占領地の」人民は併合を要求したと「いう主張が」表向きには繰り返されている。だが、誰によって、いつ「そんな要求がなされたのか」。誰が人民の名でこの要求を代弁しえたのか。諸々の原則に従うなら、この人民に意見表明の権利が明白に認められるのは、法が定めるところに従って召集された場合のみである。だが、これまでそ

のようなことはなされていない。」^⑧

つまり、デュモンにとって人民の意思とは合法的な代表機関を通じてのみ表明されるものであり、この場合、ツンフト集会和市参事会がこれにあたる。

だが、デュモンは市民の代表の召集を求めなかった。その上、二番目の論文では人民の意思について言及していない。後者に関して、ハンゼンはライン地域の世論が実際には親仏的でないのをフランス政府の指導者は知っていたからだとしている。^⑨もしそうなら、市民代表の意見を聞いても不都合はないはずだが、デュモンはそうは考えなかった。すなわち、「勝者の軍隊のいる前で自由に意見や意思を表明すること」^⑩は不可能である。その上、「間もなく到来する平和」がライン併合問題を決定する。^⑪つまり、現状では正当な人民の意思は表明されえない上に、そもそもケルン市民は領土の帰属という問題に対して発言権を持たない。従って、併合派のやり方は二重の意味で不当である。

ところで、デュモンは先に引いた九月二日の書簡で、ケルンの独立を守る上で有益な原則をフランスの諸法令から導き、公正と誠実に対するフランス側の義務感に訴えたと記している。^⑫言いかえると、九一年仏憲法に明記されている征服戦争の放棄と占領当初の原則であった国制への不干渉にもとづいて占領国の自由を保障することが正義に適うというのがデュモンの反論の趣旨であり、これは第二の論文でも変わらない。こうした原則を侵せば、フランスは人民の信頼を失うだろうとデュモンは述べている。^⑬従って、彼は、第二の論文では人民の意思への言及を避け、この点を論理的に補強することでフランス政府の行動を制約することに目的を絞ったのであろう。^⑭

以上に見たとおり、デュモンのいう人民の意思は身分的国制によって制限されている。これに対し、一般世論とは住民全般の潜在的意見、とりわけ参政権を持たない人びとのそれを意味すると考えられる。デュモンが危険視したのは、併合派が人民の意思を騙り一般世論に影響を与えるそのやり方なのである。しかし、この危機意識が守旧派一般に共有されるには九七年を待たねばならなかった。

二 シスレナン運動に対する反対運動

次に九七年秋のケルンにおける守旧派市民の行動に目を転じるが、その前に反対運動の一般的背景を記しておこう。反対運動が起こった時期は大きく二分される。第一の波は九月の前半で、複数の都市でシスレナン共和国を支持する宣言がなされ、これを促進する中間委員会の布告が出された時期に当たる。第二の波は一〇月上旬以降に起こったが、中間委員会が同月六日の布告でボン行政区を大アムトと呼ばれる八つの区域に分け、さらにフランス式の市制と調停裁判所の導入を決定したことが原因と考えられる。^⑮ 第一の時期には、ケルン、ボン、コブレンツの各都市で、第二の時期にはケルン選帝侯領及びユーリヒ公国の諸都市で反対行動が見られた。^⑯

第一の波の時期にケルンでは市政選挙が行われ、守旧派が勝利を収めた。このため、中間委員会は貢納金の不払いを口実に市参事会を解体し、これに代わる暫定行政部の設置を決定した（九月五日）。ここでは共和派が多数を占めたが、守旧派にも配慮した人選がなされており、議長には守旧派のケンピスが任命された。ケルン市付政府委員レーテルの説得を受け、ケンピスは「革命 Revolutionieren」に対する賛同からではないという留保つきでこれを受けた。だが、共和派勢力は新行政部設立式典の際に自由の木を植え、市民ユーリヒの記念碑^⑰を撤去することを目論んでいた。これらはシスレナン共和国への賛同と旧体制との決別を表現する行為だった。^⑱ しかし、市民の多くはこれを望んでいないという情報を得たレーテルは中間委員会に働きかけ、その意を受けたブジェがケンピスの説得に赴いた。ケンピスは拒否を貫いたが、その後、計画が実行されることを知るや、職を辞した（九月一六日）。おそらく守旧派の代表格が「革命」に賛同したと印象づけることで支持者を増やすのが共和派の思惑であったが、ケンピスの辞職でこの狙いは外れた。ちなみに設立式典は一九日に行われている。なお、レーテル、ブジェとの話し合いの際のケンピスの発言は後段で守旧派の論理を考える際に引用したい。

しかし、中間委員会と共和派勢力の後押しを受けた行政部は一七日にケルン市の帝国からの独立とシスレナン共和国の支持を宣言し、この時自由の木の植樹とユーリヒ記念碑の撤去を敢行した。コブレンツに続いて、ケルンが共和制支持を表明することで周辺地域の動向に影響を与えようとしたのであろう。だが、旗手委員会がこれに反発した。この日、市の象徴である大旗が市庁舎に掲げられることになっていたが、旗の管理役だった旗手委員会は引渡しを拒んだ。これに加えて旗手委員会は行政部に抗議書を提出したが受理されず、逆に行政部は旗手委員会の公式活動を禁じた。旧市参事会の消滅と共に旗手委員会も合法的機関とは認められなくなったからである。^④だが、旗手委員会はこの後も密かに活動を続け、今度は中間委員会に抗議書を提出する計画を立てた。一〇月上旬のことである。しかし、密告によって計画は露見し、市当局は直ちに首謀者と見られる旗手親方五人を自宅軟禁に処した上、調査委員会を設けて取り調べに当たらせた。この時さらに数名の旗手親方が軟禁処分を受けている。当局は首謀者たちの行動を非常に許しがたいと述べ、同じ罪を繰り返した際には軍事法廷にかけると警告したが、実質的には各宅に監視についた兵士の手当を負担するよう命じるにとどめた。^⑤

ここで抗議書の要点を抜き出してみよう。まず、中間委員会が九月一五日の布告で各市町村にいかなる政体を望むかを明らかにするよう求めている点にふれ、市当局がケルン市民の意見を問うていないこと、そのために必要なツンプト集会を禁じていることを非難している。さらに、これまでになされた市政改革は少数の人間の利害に基づくものと断じた上で、全市民の名と意思において次のことを宣言している。すなわち、①これまでの変革について一切関知せず、今後もこれに関与しない、②ケルンの古き民主的国制の復活を要求する、③講和の締結を静かに待ちたいので、それまでは旧制度の下に留まることを望む。^⑥

ところが、抗議書の写しが市当局の手に落ちた時、これに署名していたのは先の五人と数名のツンプト親方のみだった。この内、九月の抗議の際に指導的立場にいた旗手親方ルドヴィクスが今回もその役割を果たし、一四人の旗手親方及び四人のツンプト親方と交渉に及んでいる。残りの七人の旗手親方には抗議書の写しが送付された。だが、一八人中複数名

は計画の違法性を理由に署名を拒否し、写しを送られた七人は全て関与を否定した。この七人は署名していない。また、偽筆という理由で後になって署名を撤回した者もある。②③もつとも、これは処罰を恐れての弁解という可能性もないではない。

いずれにせよ、市当局が攻撃したのは、抗議者たちが全市民の名を語りながら、実際にはその意思を確認していないという点で、②③そのため、抗議を少数のツンフト市民による扇動と判断した。その上で、処分決定書には今回の計画は市民たちの間に深刻な影響を及ぼさず、旗手親方たちは悪意ではなく誤った考えに導かれて行動したと記している。②④

以上がケルンでの反対運動の概略である。次に、これを土台にして守旧派の考えや行動の論理について考えてみたい。途中ケンピスの発言も併せて引用する。まず、九月一五日の布告への言及だが、これは他の都市の抗議文書にも見られる。その意図は抗議の合法性を示すことにある。これによって、抗議者は共和派の行動が旧来の制度を無視した違法なものであることを強調し、抗議への賛同を得ようとした。しかし、署名に関しては、共和派同様、全市民の代表を騙るやり方が確認された。潜在的な支持者も含めると反対派が優勢と見られるが、②⑤実際の把握は不可能である。おそらく反対運動に参加した人間も多数派ではなく、大部分の住民は日和見の立場にいたと見るべきだろう。

しかし、沈黙は共和派の「人民の意思」に利することになる。例えば、軟禁中の同僚の解放を一名の旗手親方がケルン市当局に訴えた際、彼らは当局のやり方を「人民の声」を封殺するものと批判している。②⑥また、署名や自由の木の植樹としてあらゆる市政改革が帝国からの分離独立に対する支持とみなされる危険があった。それ故に、守旧派は防衛措置としてこれら全てに反対する必要があった。実際、貢納金の分担の時、ライン右岸に亡命中のケルン聖堂参事会は、都市代表が租税の平等を擁護し、参事会の代わりに下級聖職者の招集を求めたことを共和派の影響と見ている。しかし、租税の平等は九七年以前にも要求されている。②⑦

次いで興味深いのは、講和締結まで旧制度の下に留まりたいという主張である。反対行動を取った都市のほとんどは同

様の主張をしている。裏を返すと講和の結果ライン地域がフランス領となった場合には拒否しないという意であり、この態度は以下のケンピスの発言とも符合している。レーテルが「人民の声が自らの意見を語り、独立国家の創設を支持したならば、これに真つ向から反対することはできないだろう。というのは、中間委員会はこうした考えを信奉しているからだ。」と述べたのに対し、ケンピスは次のように答えた。「そのような危険極まりない仄めかしがもつ影響を絶えず中和する必要がある。すなわち、君たちの命運は君たち自身の態度にのみかかっているのではなく、戦争当事国同士の和平交渉によつて定まるのだと人民たちにあらゆる機会をとらえて説かねばならない。」²⁰その上、守旧派は旧体制の復活の法令は依然として有効と見ていた。ブジェが独立共和国設立をフランス政府の意志だと述べたことに対してケンピスは、はっきりした証拠がない以上、これは一部の人間の計画と見なさざるをえないと返答している。「もし仮に講和条約においてマース・ライン地域の住民に併合か独立共和国の設立かを選択させる取決めがなされたなら、その時こそ、住民の心を後者に向けて啓発していく」べきである。²¹つまり、条約の規定が先で住民の意思を問うことは二次的問題に過ぎない。

守旧派市民による人民の意思理解は以上のようなものであった。彼らにとつて、参政権をもつ市民以外は人民に含まれない。そして、この人民の意思は身分的国制の枠内でのみ有効なので、ライン地域の帰属決定とも無縁である。これに関与しうるのは帝国議会だけであった。要するに、守旧派はフランス人やライン共和派のように人民の意思を超越的権威と解さなかった。彼らは旧体制の枠を超えた「公衆」の権威に訴えることはなかったのである。²²

だが、政治的意思としての力を認めなかったとはいえ、守旧派にとつても一般住民の世論は無視すべからざる要素であった。この点、ケルン選帝侯マックス・フランツも同様の考えを示している。すなわち、彼は、住民の真の世論は旧体制の復活を支持しているが、事態を放置すれば国家転覆に至ると述べ、別のところでは、講和会議を一刻も早く開催して、議事進行を公開し、領民たちが真の世論を維持できるよう提案している。²³

このように見てくると、守旧派は人民の自由な意思表明の価値を理解していたとはいえず、前章でみたアンドレの見解

はやはり当たらないだろう。^⑮しかし、共和派の人民の意思が不当であることを証明するには根拠が必要であった。それ故に、中間委員会の布告によって反対表明が合法化され、署名集めによって市民の総意が創出された。

本章での検討により、守旧派は上は君主から下は市民まで人民の意思に対して共通の理解を有していることが確認された。このことは、一八世紀に身分の垣根を越えた一つの公衆が形成されつつあったとするゲストリヒの見解に合致するように見える。しかし、守旧派は人民の意思をあらゆる人を拘束する新たな政治的正当性の権威とは認めなかった。その上、一般世論は人民の意思から明確に区別されていた。従って、情報の共有が進んだとしても、政治的次元では身分制的な制約が依然有効であったことに留意せねばならない。

① HANSEN 3, S. 578-582.

② HANSEN 3, S. 629-636.

③ 法律顧問官エムシヤル宛書簡（九五年一〇月二二日）。HANSEN 3, S. 638 Ann. 1.

④ HANSEN 3, S. 576 Ann. 1, 577 Ann. 2.

⑤ HANSEN 3, S. 638.

⑥ HANSEN 3, S. 597 Ann. 1.

⑦ HANSEN 3, S. 578 Ann. 3.

⑧ HANSEN 3, S. 581.

⑨ HANSEN 3, S. 631 Ann. 1.

⑩ HANSEN 3, S. 577 Ann. 2.

⑪ HANSEN 3, S. 630 Ann.

⑫ HANSEN 3, S. 578 Ann. 3.

⑬ HANSEN 3, S. 581.

⑭ 例として、第二の論文ではルソーやモンテスキエの引用が見られる。

⑮ 布告の文脈については HANSEN 4, S. 126f.

⑯ 煩瑣を避けるため該書箇所を一々明示しませんが、詳細は HANSEN

4を参照。

⑰ 一七世紀後半に市政を批判し反乱を起こしたニコラウス・ユーリヒの頭像を晒したもの。

⑱ HANSEN 4, S. 15.

⑲ シンフト選挙区に選出された二の市民（親方）よりなる。本来は市参事会を監視する機関だったが、旗手親方（委員）と市参事の兼任が可能になつてからは有名無実化した。Vgl. KUHN [1976], S. 27.

⑳ 以上の出来事はすべて HANSEN 4, S. 31-33.

㉑ HANSEN 4, S. 192-199.

㉒ HANSEN 4, S. 192f.

㉓ 以下 HANSEN 4, S. 193-197.

㉔ HANSEN 4, S. 194, 196f.

㉕ HANSEN 4, S. 198.

㉖ Vgl. z. B. ANDRAE [1994], S. 235 Ann. 12.

㉗ HANSEN 4, S. 196 Ann. 2.

㉘ HANSEN 4, S. 203, 205.

㉙ HANSEN 3, S. 1197.

③① 以上のケンピスとフジエとの会話は、HANSEN 3, S. 1197f.

③② この点、一八世紀フランスの高等法院とは異なっている。Vgl. K. M. BAKER, *Politics and Public Opinion Under the Old Regime: Some Reflections*, in: J. R. Censer/J. D. Popkin (ed.), *Press and Politics in Pre-Revolutionary France*, Berkeley 1987, S. 208-213.

③③ HANSEN 4, S. 38, 39, 115 Ann. 1.

③④ 九七年十一月頃に元ケルン市長ハインスベルクが匿名で詩を作り、共和派が人民の声という大義名分を掲げて自らの要求を正当化する様子を皮肉っていることも、人民の意思に対する守旧派の理解が共和派と異なっているを証している。HANSEN 4, S. 327 Ann. 1.

おわりに

稿を終えるにあたり、本論の要旨を整理しよう。まず、フランス占領行政にとって重要だったのは人心や政治的信用としての世論だったということである。なるほど九八年以後に比べれば政治的信用の重要度は低い、モリトアのように住民世論が問題にならなかったというのはいきすぎである。他方、人民の政治的意思は占領者にとって修辭だったかもしれないが、併合を議論する上でこの論拠が無視できないものだったのも確かである。そして、それはライン共和派にとってはいち重要な意味を持った。

この人民の意思の表明を実践する場となったのがシスレナン運動だった。本論で見たのは、ライン共和派が世論工作によって一般住民のみならずフランス側の行動をも左右しようとした事実である。ここでは確かに人民の意思は目的のための手段にすぎない。だが、その模範を提供したのは他ならぬフランス人自身である。フランスがこのイデオロギーを掲げるかぎり、これを逆手に取る戦略は一定の有効性をもったと言えるだろう。共和派に求められたのは議論より実践であり、世論を定義するよりも共和制の実現のほうが急務であった。但し、彼らは新聞雑誌の発行や協会活動も熱心に行っており、これを批判的公開性の観点から研究することも課題として残されている。

他方で、共和派が人民の意思を新しい権威と認めていたのは疑いない。すなわち、身分の枠を超えた人民全体が政治的意思の母体とみなされ、これがライン地域の将来を決定するという考えが前提になれば、彼らの行動は理解できない。

従つて、シスレナン運動における政治化は単に政治を話題にしたり、批判したりするのは次元を異にしている。この時代にドイツでこのような経験をした地域は他にない。以上を考慮すれば、ライン地域において人民の意思概念は十分な歴史的意義をもったといえよう。

しかし、この人民の意思の理念が広い理解を得たとは思われない。守旧派は人民を制度的に選別された政治の担い手ととらえており、共和派の人民の意思を一般世論を欺くプロパガンダの手段として告発した。従つて、身分的国制の枠組を超えた公衆の権威も認められなかった。

最後に、本稿の事例から考えると批判と操作はやはり世論という盾の両面であろう。世論が力を發揮するのは政治権力に対してだけではない。従つて、一八世紀の世論の成立を批判的公開性の側面からのみ把握すべきではない。こう考えると、オズーフのいう世論から公共精神への移行はなるほどハーバーマスの世論の敗北を意味するが、世論イデオロギーの勝利と見ることもできよう。世論は公共精神に姿を変えた後も、支配エリートのイデオロギーを強制するための武器であり続けた。これはナポレオン時代にも継続する。この点について筆者はある程度の知見を得ているが、詳論は別稿に譲りたい。

The Pottery used at the Court during the Heian Period

by

YOSIE Takashi

Banquets held at the Court in the Heian period can be divided into two basic types. One is the *shungi* type 旬儀型 that is characterized by toasting and the drinking of liquor by the toaster and the use of earthenware vessels. The second, *sechie* type 節会型, is characterized by the absence of drinking by toasters and the use of lacquer ware. In the shungi type banquet, which was the standard ceremonial form, *yoki* ware 様器 was frequently replaced by earthenware. Yoki ware can be seen as being in same category as earthenware, and its use reveals the host's intent to embellish the ceremony. On the other hand, earthenware that replaced the yoki ware in this variety of banquet was usually called Kasuga-doki 春日土器, which is surmised to have been the equivalent of the variety known as smoked Haji ware 黒色土器. The appearance of the Kasuga-doki type of pottery marks the beginning of society in which the demand for earthenware was great. From this standpoint, it has been noted that the change in the style of pottery that occurred in the later half of the eighth century to the early ninth century is related to the development of the Ritsuryo bureaucratic state, as the cessation of daily meal service for bureaucrats influenced the extinction of Sue ware production, and the formation of Kugyo system 公卿制 stimulated the rise of the shungi type banquet that was characterized by the use of earthenware.

Hier wird die franzÖsische Besetzung der linksrheinischen Gebiete zwischen

Die öffentliche Meinung im Rheinland unter der französischen Besatzung
(1794-97)

von

SONOYA Munekazu

1794 und 1797 unter dem folgenden Gesichtspunkt untersucht: In der bisherigen Forschung wird zwar auf die Mobilisierung der Volksmeinung in der cisrhenanis-

chen Bewegung von 1797 hingewiesen, aber die Rolle und Bedeutung der öffentlichen Meinung und des Willens des Volkes im betreffenden Zeitraum unterschätzt. Diese Beurteilung zu korrigieren, stellt deshalb die erste Aufgabe der vorliegenden Arbeit dar. Gleichzeitig wird jedoch auch versucht, die Untersuchungsergebnisse mit den Thesen der neueren Öffentlichkeitsforschung zu vergleichen und diese z. T. zu revidieren.

Im ersten Kapitel wird aufgezeigt, daß sich die französischen Besatzer vor Ort mit der öffentlichen Ruhe und Sicherheit beschäftigten, die nicht nur durch die Militärgewalt, sondern auch mit Rücksicht auf die öffentliche Stimmung in der rheinischen Bevölkerung aufrechterhalten werden konnten. Als das beste Rezept dafür sahen sie die Erklärung der Regierung an, das linke Rheinufer mit Frankreich zu "vereinigen". Die Besatzungsverwaltung berichtete deswegen der Pariser Zentrale häufig den Willen des rheinischen Volkes, der in der Diskussion über die Rheinfrage dort ein wichtiges Argument bot.

Das zweite Kapitel untersucht die Kampagne der rheinischen Republikaner für die Errichtung der cisrhenanischen Republik, um bei der Bildung der öffentlichen Meinung die Widersprüchlichkeit von Idee und Praxis zu beweisen. Sie verstanden nämlich theoretisch unter dem Willen des Volkes die freie Äußerung des politischen Willens durch die ganze Bevölkerung, während sie einerseits den Begriff instrumentalisierten, um die französische Verwaltung und das Militär für ihre Seite zu gewinnen und andererseits die rheinischen Bewohner zur öffentlichen Zustimmung zur Separatrepublik oder der Annexion zu manipulieren versuchten, und zwar durch die Schaffung des Klimas, als ob die Trennung des linken Rheinufers vom Deutschen Reich unvermeidlich wäre und von der Mehrheit der Bevölkerung akzeptiert würde.

Schließlich werden im dritten Kapitel die Diskurse der Anhänger der alten Verfassung in der Opposition gegen die cisrhenanische Republik analysiert. Sie setzten dem "modernen" Verständnis des Volkswillens das "konservative" entgegen, nach dem die Volksstimme nur durch die ständischen Institutionen legitim geäußert werden sollte. Die politische Willensäußerung durch die Einwohnerschaft konnten sie nur negativ einschätzen, das aber auch deshalb, weil sie sich des Widerspruchs der Propaganda durch die Republikaner klar bewußt waren. Jedoch auch sie forderten im Namen der Bürgerschaft - im Sinne der Zunftbürger - zur Beibehaltung der alten Verfassung auf, ohne deren Meinung tatsächlich zu befragen, obwohl sie die Legitimität ihrer Behauptung keineswegs aus der Unterstützung eines alle Stände umfassenden Publikums ableiteten.